

相模原市パートナーシップ宣誓制度
ご利用ガイドブック



相模原市

目 次

1	パートナーシップ宣誓をお考えの皆さんへ	2
2	宣誓をすることができます方	2
3	宣誓の流れ	3
4	宣誓に必要なもの	5
5	交付書類	6
6	受領証等の再交付・変更・返還	7
7	都市間連携	8
8	Q & A	9

パートナーシップ宣誓制度とは

お互いを人生のパートナーとして、協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にしていくことを宣誓した性的少数者の方とそのパートナーの方に対して、相模原市が「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付する制度です。

制度の導入による効果

この制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な拘束力はありません。そのため、相続や税制面など、法律上の効果はありませんが、相模原市が、性的少数者の方とそのパートナーの方の関係を尊重し、社会生活上の支障を軽減しようと支援することは、性の多様性が尊重される社会の実現に向けたひとつのステップとなります。

また、制度への認知や理解が広がることで、相模原市の行政サービスで手続きが可能になるものや、民間事業者の顧客向けサービス、従業員への福利厚生面などにおいて利用可能な事例が少しずつ増えていくことが期待できます。

1 パートナーシップ宣誓をお考えの皆さんへ

相模原市は、一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現を目指しています。

どのような人を好きになってしまっても、又は誰も好きにならなくても、また、自分自身の性をどのように認識していても、誰もが自分らしく、生き生きと幸せに年月を重ねていくことができるよう、性的少数者の方の自分らしい生き方を後押ししたいと考え、令和2年4月から、新たに「相模原市パートナーシップ宣誓制度」を始めました。

この制度の導入によって、性の多様性に関する社会的な理解を促進し、性的少数者の方の生きづらさが少しでも解消されることを目指します。

2 宣誓をすることができる方

宣誓をされるお二人が、次の全ての要件を満たしている必要があります。

1 18歳以上であること（民法に規定する成人に達していること）

2 市内に住所がある又は本市への転入を予定していること

3 配偶者（事実婚を含む）がいないこと

4 宣誓をする相手以外の方とのパートナーシップがないこと

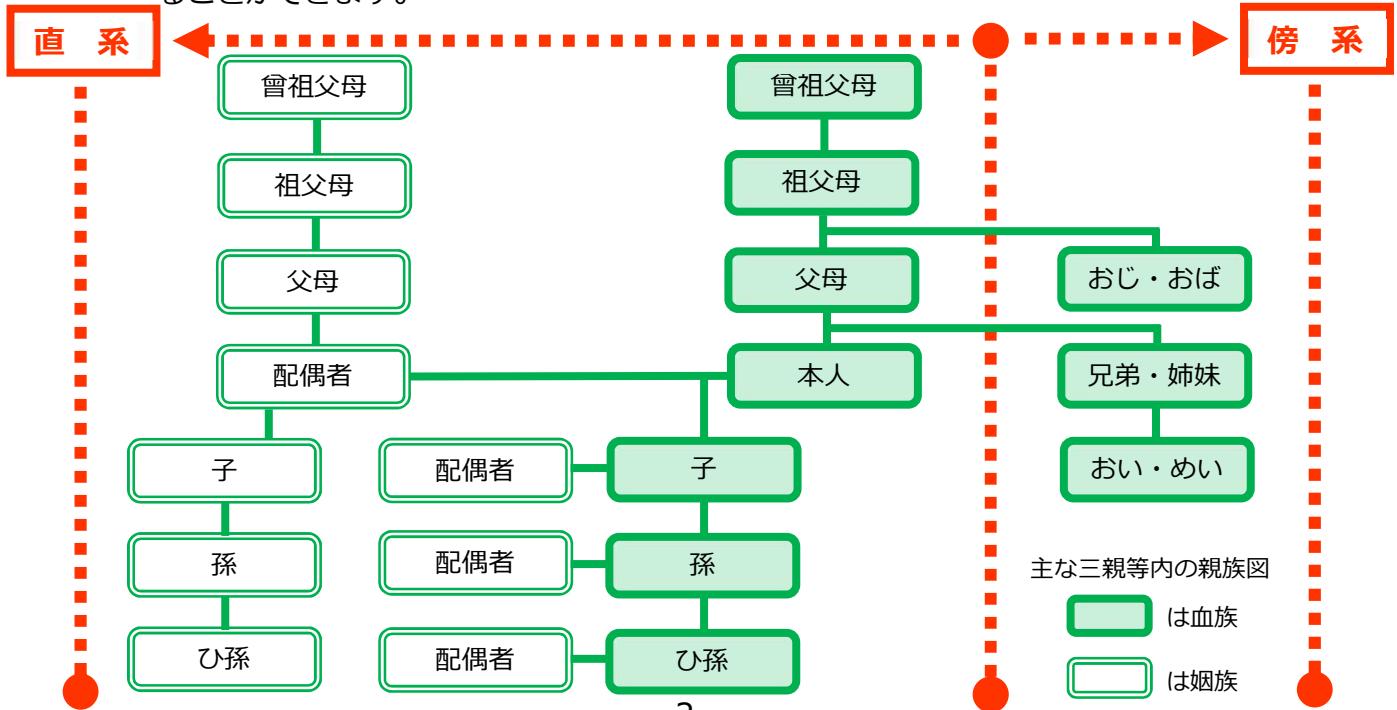
5 民法に規定する婚姻ができない続柄（近親者等）でないこと

宣誓とは

性的少数者の方とそのパートナーの方が、相模原市長に対し、お互いを人生のパートナーとして、協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にしていくことを誓うことをいいます。

* 直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にないこと。

* 宣誓をされるお二人が、養子と養親の関係にある場合は、養子縁組を解消した後に宣誓することができます。



3 宣誓の流れ

1 宣誓日の予約 [事前]

- * 宣誓希望日の原則 7日前までに、電話、FAX、Eメールのいずれかの方法で、人権・男女共同参画課へ宣誓日及び時間帯の予約をしてください。
- * 予約状況によっては、ご希望の日時に沿えない場合があります。

予約連絡先

📞 電 話：042-769-8205

▶ 受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

📠 F A X：042-754-7990

✉ Eメール：jinkendanjo@city.sagamihara.kanagawa.jp

FAX又はEメール送信時の記載事項

- ① 宣誓希望日・時間帯（午前又は午後）の第3希望まで
(例：第1希望 令和2年4月1日午後)
▶午前：午前8時30分～正午 ▶午後：午後1時～午後5時
- ② 宣誓されるお二人の氏名とフリガナ
※ 通称を使用される場合は、戸籍上の氏名（外国人の場合は、住民票上（住民登録上）の氏名）も併せてご記入ください。
- ③ 代表の方の日中の連絡先
- ④ 宣誓時の個室対応希望の有無
- ⑤ 「パートナーシップ宣誓書受領証」などの即日交付希望の有無

予約の成立

予約は、宣誓日時等が確定した旨を市から回答した時点で成立します。

2 パートナーシップ宣誓書等の提出 [宣誓当日]

- * 予約した日時に、必要書類（5ページ）をお持ちの上、必ずお二人揃って人権・男女共同参画課までお越しください。
- * 「パートナーシップ宣誓書」、「パートナーシップ宣誓に関する確認書」をご提出いただきます。
- * お持ちいただいた必要書類やご提出いただいた確認書により、宣誓者の要件や本人確認を行います。
- * 書類に不備や不足がある場合などは、宣誓日を延期させていただくことがあります。

宣誓場所

相模原市役所 市民局 人権・男女共同参画課

▶ 所在地：相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所 第2別館4階



3 パートナーシップ宣誓書受領証等の交付【宣誓当日又は宣誓翌日以降】

- * 書類に不備や不足などがなければ、「宣誓書の写し」、「パートナーシップ宣誓書受領証」、「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付します。
- * 即日交付をご希望の場合は、1～2時間程度お待ちいただくことがあります。
- * 宣誓翌日以降の交付の場合は、宣誓翌日以降に窓口又は郵送にて交付します。
- * 窓口交付の場合は、交付時に本人確認をさせていただきます。
- * 転入予定の方については、原則転入予定日から14日以内に、住民票の写し等をご提出いただき、相模原市に転入してきことを確認後、受領証等を交付します。

受領証等を交付し、一定期間が経過した時点で、お二人のパートナーシップの状況などについてお伺いする書面をお送りする場合がございますので、ご理解とご協力をお願いします。

4 宣誓に必要なもの

1 市内に住所がある又は本市への転入を予定していることを確認できる書類

◀◀相模原市にお住まいの方▶▶

- * 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（1人1通の提出をお願いします。）
お二人が同一世帯の場合は、お二人が記載された書類1通のみの提出でも構いません。
- * 宣誓日以前3月の範囲内に交付されたものに限ります。
- * 本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

◀◀転入予定の方▶▶

- * 転出証明書、賃貸借契約書の写し 等
- * 後日（原則転入予定日から14日以内）、相模原市への転入を確認するため、住民票の写し等をご提出いただきます。

2 配偶者がいないことを確認できる書類

- * 戸籍謄本又は戸籍抄本、独身証明書 等（1人1通の提出をお願いします。）
- * 外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する独身証明書や婚姻要件具備証明書に日本語訳を添付してください。
- * 宣誓日以前3月の範囲内に交付されたものに限ります。

3 本人確認書類

- * お二人分の用意をお願いします。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none">▶ 個人番号カード（マイナンバーカード）▶ 旅券（パスポート）▶ 運転免許証▶ 障害者手帳▶ 在留カード又は特別永住者証明書 <p>※ 有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。</p>	<ul style="list-style-type: none">▶ 資格確認書▶ 国民年金手帳▶ 各種医療証 <p>※ 「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された書類に限ります。</p> <p>※ 有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。</p>

4 使用を希望する通称を日常生活において使用していることが確認できる書類

- * 郵便物（住所が記載されたものに限る）、社員証（顔写真付き） 等
- * 通称の使用をご希望される方に限ります。

5 交付書類

提出いただいた書類に不備や不足などがあれば、下記の2つの書類及び宣誓書の写しを交付します。

1 パートナーシップ宣誓書受領証（A4サイズ） 1枚

【おもて】

相模原市パートナーシップ宣誓書受領証

年月日生 (宣誓日) 年月日生

相模原市パートナーシップの宣誓に関する規則に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。

相模原市は、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現を目指しています。

人生をともに歩んでいくパートナーとして、お二人が自分らしく幸せに年月を重ねていかれるることを願っています。

相模原市長

【うら】

注意事項

1 この宣誓書受領証は、相模原市パートナーシップの宣誓に関する規則の趣旨に従って使用してください。

なお、この宣誓書受領証は、法的な効力を有するものではありません。

2 次のいずれかに該当する場合は、市長に届け出してください。

(1) 住所又は氏名（通称を含む。）に変更があったとき。

(2) 宣誓に係るパートナーシップが解消されたとき。

(3) 市内に住所を有しなくなったとき。

(4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

(5) 宣誓書受領証等の返還を希望するとき。

※ (2)から(5)までのいずれかに該当するときは、宣誓書受領証等を市に返還してください。宣誓書受領証等の返還が無かった場合、宣誓書受領証等の交付番号を公表することができます。

通称を使用している場合

以下に氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

（通称） _____ （氏名） _____

（通称） _____ （氏名） _____

この宣誓書受領証を提示された方へ

相模原市は、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現を目指しています。

この宣誓書受領証は、お二人が人生のパートナーとして協力し合いながら継続的に日常の生活を共にしていくことを宣誓されたことを相模原市として証するものです。

法的な効力を有するものではありませんが、宣誓書受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いします。

2 パートナーシップ宣誓書受領証カード（運転免許証サイズ） 2枚

【おもて】

パートナーシップ宣誓書受領証カード

相模原市パートナーシップの宣誓に関する規則に基づき、お二人からパートナーシップ宣誓書を受領しました。

（宣誓日） 年月日

（年月日生）（年月日生）

第号 年月日

相模原市長

【うら】

この宣誓書受領証カードは、お二人が人生のパートナーとして協力し合いながら継続的に日常の生活を共にしていくことを宣誓されたことを相模原市として証するものです。法的な効力を有するものではありませんが、宣誓書受領証カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解くださいますようお願いします。

【氏名（通称を使用している場合）】

【備考】

*裏面の備考欄には、お互いの緊急連絡先等をご記入ください。

また、ご記入をいただく際は、必ず油性ペンをご使用ください。

6 受領証等の再交付・変更・返還

宣誓の時などと同様に、事前に電話、FAX、Eメールのいずれかの方法で、人権・男女共同参画課へお手続きの日時の予約をしてください。

郵送でのお手続きを希望される場合は、ご相談ください。

原則、ご本人によるお手続きとなります。特段のご事情により困難な場合は、ご相談ください。

受領証等の再交付

- * 受領証等を紛失、毀損、著しく汚損した場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」により、受領証等の再交付を申請することができます。
- * 紛失以外の理由で再交付を希望される場合は、交付済みの受領証又は受領証カードと引き換えに新しい受領証又は受領証カードを再交付します。

再交付申請時に必要なもの

- ① 本人確認書類（5ページ）
- ② 再交付を希望される受領証又は受領証カード（紛失していない場合に限る）

宣誓事項の変更

- * 住所、氏名（通称含む）等に変更が生じた場合は、「パートナーシップ宣誓（申告）事項変更届」にて、変更事項を届け出ていただく必要があります。
- * 氏名（通称含む）の変更の場合は、お持ちの受領証及び受領者双方の受領証カードを引き取らせていただき、変更内容を反映させた上で、受領証及び受領証カードを再交付します。

変更届出時に必要なもの

- ① 本人確認書類（5ページ）
- ② 受領証及び受領者双方の受領証カード（氏名（通称含む）の変更以外の場合は、受領証又は受領証カードのいずれか1点のみで可）
- ③ 変更した事実が分かる書類（新住所が記載された住民票、通称が記載された郵便物等）

受領証等の返還

- * パートナーシップが解消された場合や、受領者の方又は双方が市外に転出された場合、死亡された場合などは、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」にて受領証等を返還してください。
- * 返還届出日以降は、再交付申請により受領証等を再発行することはできません。
- * 相模原市と都市間連携協定を締結している自治体へ転出し、宣誓の申告等を行う場合を除きます。詳細は8ページをご参照ください。

返還届出時に必要なもの

- ① 本人確認書類（5ページ）
- ② 受領証及び受領者双方の受領証カード（紛失していない場合に限る）

7 都市間連携

相模原市と、パートナーシップ宣誓制度に関し連携している自治体との間で転出入を行う場合、パートナーシップ宣誓制度に関する手続きの一部を省略できるとともに、宣誓日等を変更せずに、転出先の自治体において受領証等を改めて交付することが可能な場合があります。

※ 本市と都市間連携を行っている自治体については、本市ホームページよりご確認ください。

相模原市から転出する場合

- * 相模原市から、都市間連携している自治体へ転出する場合、本市に対して受領証等を返還いただく必要はありません。
 - * 転出先の自治体における受領証等の交付に関する手続きについては、各自治体のホームページ等をご確認ください。
- ※ 都市間連携制度を利用できる方は、転出先自治体の宣誓等の要件を満たす方に限ります。

相模原市に転入する場合

※手続きの流れは、3～4ページに記載の宣誓の流れと同様です。

- * 都市間連携している自治体から相模原市へ転入する場合、本市において「宣誓の申告」を行っていただいた後に、宣誓申告書受領証等を交付します（原則、転入前の自治体における宣誓日等をそのまま引き継ぎます。）。
 - * 転入前の自治体に対する受領証等の返還手続きは不要です。
- ※ 宣誓の申告は、本市への転入後に行うことができます。
- ※ 都市間連携制度を利用できる方は、本市の宣誓者の方（2ページ）を満たす方に限ります。

1 予約

- * 宣誓申告希望日の原則7日前までに、電話、FAX、Eメールのいずれかの方法で、人権・男女共同参画課へ宣誓日及び時間帯の予約をしてください。
- * 予約状況によっては、ご希望の日時に沿えない場合があります。
- * FAX又はEメール送信時の記載事項については、新規の宣誓時の記載事項（3ページをご参照ください）に加え、「転入前の自治体名」と「転入前自治体で発行された宣誓書受領証等に相当する書類の有無」を記載してください。
- * 郵送でのお手続きを希望される場合は、ご相談ください。

2 宣誓の申告に必要なもの

- ① 市内に住所があることを確認できる書類（5ページ）
- ② 本人確認書類（5ページ）
- ③ 転入前自治体から交付を受けた宣誓書受領証等に相当する書類（紛失している場合、都市間連携を利用できないことがあります）
- ④ パートナーシップ宣誓申告書（原則、当日窓口にて記載いただきます。）
- ⑤ パートナーシップ宣誓の申告に関する確認書（原則、当日窓口にて記載いただきます。）

- ・宣誓申告書受領証等の再交付・変更・返還については、7ページのとおりです。
- ・本市に転入し、都市間連携制度を利用された場合は、転入前の自治体に、お名前や本市における宣誓申告の内容などを連絡します。

8 Q & A

婚姻制度との違いについて

Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度は、どう違うのですか？

婚姻は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務等、法律上の権利や義務が発生します。一方、相模原市が行うパートナーシップ宣誓制度は、市が独自に実施するものであり、法的な拘束力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとして、協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にしていくことを宣誓した性的少数者の方とそのパートナーの方に対して、受領証等を交付することにより、性的少数者の方の自分らしい生き方を後押しするものです。

宣誓者の要件について

Q2 宣誓をできるのは、同性同士のみですか？

一方又は双方が性的少数者の方であれば、性別を問わず、宣誓していただくことができます。なお、事実婚の方は、制度の対象外となります。

Q3 養子縁組をしていますが、宣誓をすることはできますか？

宣誓をされるお二人が、養子と養親の関係にある場合は、宣誓をすることはできません。ただし、養子縁組を解消した場合は、宣誓をすることはできます。

Q4 宣誓をするためには、同居している必要がありますか？

必ずしも同居している必要はありません。

ただし、一方又は双方が性的少数者の方であり、お互いを人生のパートナーとして、協力し合いながら、継続的に日常の生活を共にしていく関係である必要があります。

また、お二人とも相模原市にお住まいになっているか、又は、転入によって今後お二人が相模原市にお住まいになる予定である必要があります。

宣誓等のお手続きについて

Q5 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか？

代理人による宣誓はできません。必ずお二人揃って人権・男女共同参画課までお越しください。ただし、病気等のご事情により、お二人での来庁が難しい場合は、ご相談ください。

Q6 郵送で宣誓書を提出することはできますか？

郵送での宣誓書の受領は行っておりません。必ずお二人揃って人権・男女共同参画課までお越しください。

ただし、病気等のご事情により、お二人での来庁が難しい場合は、ご相談ください。

Q7 個室で宣誓等の手続きをすることはできますか？

個室でのお手続きが可能です。

個室を希望される場合は、予約時にその旨を人権・男女共同参画課までお伝えください。

Q8 土日など、休みの日に宣誓などの手続きをすることはできますか？

原則、宣誓などは平日（年末年始除く）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までの間で承っております。

ただし、特段のご事情により、上記日時での宣誓などのお手続きが難しい場合は、人権・男女共同参画課までご相談ください。

Q9 宣誓や受領証等の交付に当たって、費用は発生しますか？

費用は発生しません。

ただし、住民票の写し等、宣誓時などにおいて必要となる書類の交付手数料は自己負担となります。

Q10 通称を使用できますか？

性別違和など、特段のご事情がある場合は、通称を使用することができます。

通称の使用を希望される場合は、日常生活においてその通称を使用していることが確認できる書類（郵便物、社員証等）をご提示いただく必要があります。

また、受領証等の裏面には、戸籍上の氏名を記載します。

受領証等について

Q11 受領証等は、即日交付されますか？

提出いただいた書類に不備や不足などがなければ、即日交付が可能です。

ただし、交付するまでに、1～2時間程度お待ちいただくことがあります。

Q12 受領証等に有効期限はありますか？

ありません。

ただし、受領証等を交付し、一定期間が経過した時点で、お二人のパートナーシップの状況等についてお伺いする書面をお送りする場合がございますので、書面の送付があった際は、ご回答をお願いします。

Q13 市外に転出する場合、受領証等を返還する必要はありますか？

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届をご提出いただくとともに、受領証等も返還してください。ただし、都市間連携（P8）を利用する場合は除きます。

なお、相模原市内の転居の場合は、住所変更の届出を行っていただく必要があります。

Q14 パートナーシップを解消した場合、受領証等を返還する必要はありますか？

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届をご提出いただくとともに、受領証等も返還してください。

Q15 受領証等にはどのような効力や使い道がありますか？

受領証等に、法的な効力はありませんが、相模原市の制度では、市営住宅の入居者資格の確認に使用することができます。また、民間サービスでは、携帯電話の家族割、飛行機の家族で共有できるマイルの適用、生命保険の受取人の適用などへの活用が想定されます。

相模原市パートナーシップ宣誓制度ご利用ガイドブック

令和 8 年 1 月

発行／相模原市

編集／相模原市市民局人権・男女共同参画課

〒252-5277 相模原市中央区中央 2 丁目 11 番 15 号

TEL 042-769-8205 FAX 042-754-7990

E メール jinkendanjo@city.sagamihara.kanagawa.jp